

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 21 (98. 11. 23)
事務局 TEL 0584-78-4119
大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

近藤正尚さん追悼・徳山ダム強制収用反対集会

12月13日(日) 午後1時から / 大垣市・スイトピアセンター

午後1時から 第Ⅰ部 近藤正尚さん追悼集会

1時50分から 第Ⅱ部 強制収用反対集会

公益性のない事業に「強制収用」という強権的手段を使おうとする建設省・公団・岐阜県それは27年前に徳山村の人々と交わした約束を踏みじめるものでもあります。近藤さんは、2年前の公聴会でも、徳山ダムは村の人々に苦痛を与え、村の文化と歴史を破壊してきたのだ、ということ強く訴えました。9月5日、強制収用に反撃する闘いを組み立てる途上で、近藤正尚さんは逝きました。私達は、その素朴で強い正義感を受け継いで、さらに運動を続けます。多くの方々のご参加を期待します。主催：徳山ダム建設中止を求める会

岐阜県の違法支出 提訴に向けて準備をします

岐阜県の方、とりあず監査請求の請求人になって下さい

岐阜県は「徳山ダム工業用水道水源費負担金」の名目で、1976年から一般会計より支出してきました。水源費負担金を一般会計から払うのは地方財政法6条(一般会計から特別会計に繰り入れることの原則的禁止)違反です。仮に「貸付金」等の名目であっても(岐阜県では名目からして堂々たる違法状態です)、将来返済の見込みがない(1977年運用開始の岩屋ダムは水のユーザーが存在しないために違法な一般会計償還が20年続いている。その解消のメドもない)以上、地財法違反は免れないというのが私たちの主張です。岐阜県では、来年度に長期水需給計画を新しく策定し直すと言っています。同時に「全体としての水需要は変わらない」と。岩屋ダム・徳山ダム合わせて10トン/秒(日量84.5万トン)の水が、今後必要だと言おうとしています。要らない水のために自然が壊され、私たちの税金が注ぎ込まれようとしています。

できれば年内に、監査請求を行いたいと思います。岐阜県に住民登録をされている方、監査請求に名を連ねて下さい。この訴訟の原告となることを、前向きに検討して下さい。(監査請求に名を連ねないと原告になれません。監査請求をしても原告になる必要はありません。とりあえず監査請求をお願いします。)

12月13日の集会には、スケジュール・方針を明らかにします。その後、岐阜県在住の方には用紙をお送りします。よろしく願いいたします。

次回運営委 12月5日(土) 午後1時:事務局にて

「技術と人間」12月号 「徳山ダム問題を考える」最終回です。

長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決 = 12月17日(木)午後、名古屋高裁

徳山ダム

本体の年度内着工断念

用地買収が難航 完成時期 影響も



内に済ませたい。契約すれば着工とみなせる」として

いる。

年度内の着工を目指していたのは、本体工事の最初の段階の「上流一次締切」と呼ばれる工事。川の流れをう回させ、下流にあるダム本体の工事場所の水をな

権の一部を譲渡。グループは百人以上で共有地権者として登記し、買収に抵抗している。

「業者との工事契約は年度

しかし、この工事で水没する共有地の用地買収交渉が未解決で、地権者の一人は今年七月、ダム建設に反対する住民グループに所有

同支社は今年六月、用地の強制取得を視野に入れた土地収用法に基づく事業認定を建設者に申請したが、まだ認定が出ていない。

に、予定していた本年度中に、予定していた本年度中の本体施設の着工を事実上、断念した。必要な用地買収が難航しているうえ、

設置される徳山ダムに關して、関係機関や反対派住民から聞き取り調査を始め

た。ダム完成目標は二〇〇七(平成十九)年度で、完

あす日弁連が 徳山ダム視察

影響調査

大型公共事業の見直しを同などに求めている日本弁護士連合会の公害対策・環境保全委員会は19日、岐阜県藤橋村で今年度内に本体着工予定の徳山ダム事業による影響調査のため、3日間の日程で下流部の同県大町市などを訪れた。

日弁連 徳山ダム建設地を視察 反対派住民グループが案内



徳山ダム建設地を視察する日弁連公害対策・環境保全委員会水部会の弁護士ら一揖斐郡藤橋村のダム建設地

日弁連 周治部会長は二十一日、視察した。

この日は、十九日に始まった調査の最終日。藤橋村民宅でダム反対の立場をとる前村謙 現職村長らから聞き取りをした後、建設反対派住民グループの案内で、本体着工を控えて準備工事が進む現地へ。ダムサイトや解体撤去された家屋跡、今も残る旧徳山小学校舎などを見て回った。

調査を終えた小田部会長は、個人的な意見とした上で「ダムの必要性について推進、反対派の双方が対立したままなので、治水・利水や環境について、独立した機関による科学的な検討が必要」と話した。谷脇和

仁副部長も「住民が納得しないと計画が進められないシステムが必要」と、事業計画に住民の声がどの程度反映されるかに、疑問を示した。

この日、メンバーらは、事業主体の水資源開発公社や中部地建などの担当者からダム事業の概要や計画経緯などの説明を受けた。午後8時からは大町市内の旅館で、利水効果への疑問や自治体の財政負担増などの理由から事業反対を訴えている「徳山ダム建設中止を求めると」懇談を求める会の上田武夫代表は「揖斐川流域全体の環境が悪化する」とが心配だ。強制収用という時代錯誤なことをしてまでダムはつくるべきではないなどと訴えた。

同委員会は20日に同県など地元自治体から聞き取りを行い、21日に旧徳山村の予定地を現地視察する。弁護士約100人が参加する同委員会は、これまで三重県長島町の長良川河口堰などを現地調査し、関に事業廃止などを求める意見書を提出している。同委員会の水部会長の小田岡治弁護士(大阪弁護士会)は「経済的な合理性などを問いかけたい」としている。【小川 真樹】

11/20 毎日

徳山ダム

県負担総額517億円

県議会で 治水、利水事業で 明らかに

揖斐郡藤橋村の徳山ダム建設事業で、県が負担する治水、利水の事業費総額は五百十七億円(国補助除く)となる。八日開かれた県議会の環境・水資源対策特別委員会で明らかになった。委員から上水、工業用水の都市用水の必要性を指摘され、船坂勝美副企業局長が答えた。県では来年末をめどに新しい長期水需

要計画の策定に着手しており、船坂局長は「計画全体の見直しは社会変化に伴い当然のことだが、毎秒五ノの都市用水はあくまで使う方針」と強調した。大西啓勝委員(共進)が、名古屋市長が都市用水の半分以上を返上したことに関連して、「都市用水の具体的な利用見通しと全体事業費は」と質問した。

これに対し、船坂勝美副企業局長は「徳山ダムの都市用水を含め、現在、二〇〇(平成二二)年度までの長期水需給計画を策定中。三年に一度の治水現況、地盤沈下の進行、首都機能移転など、重要な施策や、新統合開発計画を踏まえて、来年末までにまとめたい」とし、九〇年にまとめた現計画では社会変化に

対応できないことを説明。総事業規模は、一千五百四十億円で、県事業費は二百二十四億円。このうち、県が財源負担するのは五百十七億円となることを明らかにした。県によると、治水事業は、国の補助(約七割)を受けて事業年度中に負担し、利水事業は上水、工業用水ともに国の補助額を差

し引いた残りを水資源開発公団が財政投融資で一時的に替えをし、県が事業年度内と、ダム完成後に分けて償還していくことになる。同ダム事業は二〇〇七(平成一九)年度の完成を目指しており、水資源開発公団は、十一月ごろには本体工事の一部となる上流一次締め切り工事に着手する計画。しかし、水没地となる本郷地区の共有地の地権者百五十人のうち、七人が未調印で用地買収が難航。同公団は今年六月に土地収用法に基づき、建設大臣に事業認定申請。同公団は建設省の告示を経て、県取用委員会へ減決申請する予定。

徳山ダム予定地

配石遺構ある縄文集落

祭りの河原石、環状に並べる 広場か

岐阜県藤橋村の徳山ダム建設予定地にある塚奥山遺跡で、珍しい配石遺構のある縄文時代の集落が見つかった。環状に並ぶ十数軒以上の堅穴式住居跡の真ん中にある広場のような場所に、大人三、四人でようやく動かせような河原石などが川のように並べられていた。調査に訪れた同学院

大学の小林達雄教授(考古学)は、「祭りの場として機能していたと考えられる。縄文人の世界観、精神文化を知る上で重要な手がかりだ」と話している。塚奥山遺跡は、同県文化財保護センターが、一九九六年度から三年計画で調査している。完成すれば日本最大となる徳山ダム建設事業で失われる

は、環状の堅穴式住居跡は、東日本の典型的な縄文時代の住居跡だが、大がかりな配石遺構を中心を持つてくるとは珍しいとい、一並の村にはない中核的な施設で、祭りの場として機能していたと考えられる。自立つ場所に記念物を作り、自分たちの世界観を表現したのだろう」と分析する。

設事業で失われる埋蔵文化財の発掘調査と記録保存が目的で、一万二千平方メートルを調べる予定だ。今回は、環状

これまでの調査で、同遺跡では縄文時代早期の後半から後期末までの間、断続的ではあるが、長期にわたって人々が生活していたことがわかってる。

政府が、事業認定後に予想される強制収用について一定の見解を示したこと、同省が事業認定する見通しが強まった。



徳山ダム建設予定地
岐阜県 藤橋村
岐阜県 古戸
愛知県
三重県
滋賀県

この遺跡は、東日本の典型的な縄文時代の住居跡だが、大がかりな配石遺構を中心を持つてくるとは珍しいとい、一並の村にはない中核的な施設で、祭りの場として機能していたと考えられる。自立つ場所に記念物を作り、自分たちの世界観を表現したのだろう」と分析する。

政府が、事業認定後に予想される強制収用について一定の見解を示したこと、同省が事業認定する見通しが強まった。

政府が、事業認定後に予想される強制収用について一定の見解を示したこと、同省が事業認定する見通しが強まった。

政府が、事業認定後に予想される強制収用について一定の見解を示したこと、同省が事業認定する見通しが強まった。

公団「本年度本体着工」を断念 (新聞記事参照)

事業認定処分遅延の理由は？ 異議申し立て書提出にご協力を

水資源公団は、11月19日、徳山ダムの本年度内本体着工を断念する旨を発表しました。11月23日現在、建設省は、6月10日の水資公団及び電発からの「事業認定申請」に対して「事業認定処分」を行っていません。5ヶ月以上も店晒しにしておくのは異例のことです。事業者は、「処分」が出次第「土地調査」を行い、地権者の同意（不同意）を確認し、1年以内に収用委員会にかけなくてはなりません。ところが、私たちがトラストした土地は、もとと現況が大きく異なり、境界を確定することは大変困難です。事業者が「それなりの根拠」をもつ境界確定を終えるまで事業認定処分を遅らせるのが、向こう側の（やむをえざる）作戦のようです。私たちの共有地トラストが、建設省・公団に対してとりあえず「ポイント」を挙げたといえるでしょう。

しかし、いつ「処分」が下されるかは油断がなりません。事業認定処分が出されたら、直ちに異議申し立て書を建設省に送る準備をしています。皆様のご協力をお願いします。（共有に参加された方はもちろん、その他の方も一人でも多くお願いします）

日本弁護士連合会・公害対策環境保全委員会・水部会／徳山ダム調査

11月19日から21日にかけて「日本弁護士連合会・公害対策環境保全委員会・水部会」による「徳山ダム問題の調査」が行われました。19日、20日の夜及び21日朝に住民からの聞き取りを行い、21日は現地を訪れました。（新聞記事参照）

住民の犠牲なき強制収用？ 確認書・差入書に関する「答弁書」

10月に徳山ダム強制収用問題について、石井紘基衆院議員を通じて「質問主意書」を提出し、11月6日、政府（建設省）から答弁書が届いた。

1971年に、徳山村と建設省が押印し、立会人として岐阜県知事も押印した「確認書」には「みだりに強制収用は行わないものとする。」とある。また、差入書（「…確認書は、建設省の要望により条項の削除、字句の修正、表現の変化によって徳山村住民の真意が大きく阻害され…確認書の交換にあたり、確認書に添付して差入するものである」）には「いかなる段階においても、住民の犠牲となるような強制収用を行わないこと」とある。

今回の「事業認定申請」は上記の確認書・差入書といかなる関係にあるか、という質問に対して、建設省はく全世帯が建物移転補償契約に応じて移転したから「生活再建が図られた」ので、確認書・差入書の趣旨に反するものではない。すなわち、共有地を強制収用しても「住民の犠牲になるような強制収用」ではないと主張している。

第一に、生活再建は図られたのであろうか？「代替地で暮らしているから生活再建は図られた」と建設省は言う。しかし大西暢夫著「僕の村の宝物」（情報センター出版局）に登場するお年寄りにとっては、徳山の地を失っての本当の「生活再建」はありえないことがよく分かる。第二に、「生活再建が図られ」たら強制収用には住民の犠牲は伴わないのであろうか？強権的な手段を使うこと自体が（精神的苦痛を含めて）住民を犠牲にするものであって、「住民の犠牲なき強制収用」などというものが世の中にあるはずがない。

ダム用地の強制収用は実は数限りなく行われている。水没地の問題のすべてを単なる金の問題に収斂することは、住民感情を踏みにじるのみならず、現地に大きな社会的歪みと精神的疲弊ををもたらす。私たちは、強制収用を許さない闘いの中で、こうした歴史的、社会的問題にも取り組んで行きたい。

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

郵便振替：00800-7-31632 事務局 大垣市本町2-27

TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

近藤正尚さん追悼・ 徳山ダム強制収用反対集会

時：12月13日（日） 午後1時から

所：大垣市・スイトピアセンター学習室2

主催：徳山ダム建設中止を求める会

公益性のない事業に「強制収用」という強権的手段を使おうとする建設省・公団・岐阜県。それは27年前に徳山村の人々と交わした約束を踏みじめるものでもあります。近藤さんは、2年前の公聴会でも、徳山ダムは村の人々に苦痛を与え、村の文化と歴史を破壊するものだ、ということ を強く訴えました。9月5日、強制収用に反撃する闘いを組み立てる途上で、近藤正尚さんは逝きました。

私達は、その素朴で強い正義感を受け継いで、さらに運動を続けます。多くの方々のご参加を期待します。

今どき、ムダな公共事業に強制収用を許すな！

徳山村住民との約束＝「強制収用はしない」を守れ！ 27年前、建設省は徳山村住民に対し「強制収用はしない」という約束をし、岐阜県知事も立会人として押印しました。今、建設省・公団はその約束を一方的に破って、強制収用への手続きを進めています。そして立会人・岐阜県知事は県民を守るべき立場を放棄して、強制収用を促すような発言を繰り返すありさまです。既成事実を作っては、約束をホゴにすしていくという、「力ある者」の汚い手を許してはなりません。

使い道のない水資源開発に税金を使うな！ 徳山ダムは、長良川河口堰・岩屋ダムと同じく、木曾川水系水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発のためのダムです。この地域での水余りは明らかです。岐阜県は、水の使い道のない岩屋ダムの建設費償還を、20年以上にわたって一般会計（税金）から行っています。岐阜県は水需給の見通しすら明らかにできないまま、この上、徳山ダム工業用水分担金として、すでに84億円もの血税を払い、岩屋ダムの何十倍もする高価な水を確保するというのです。

徳山ダムで揖斐川の水は治まらない！ 川のはるか上流部に巨大な水瓶を作ったからといって、中・下流域の洪水を防ぐ有効な手段にはなりません。この40年、水源涵養の森林を荒らすに任せ、堤防強化などを怠ってきたことこそ問題です。

イヌワシ・クマタカの棲む生態系を守れ！ 人類が生きていくための環境を未来に手渡す努力が必要です。

